

基本計画の策定経緯等について

資料1

	札幌市	
平成17年	<p>札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例(平成17年12月施行)</p> <p>迷惑行為(誘因行為等)について、罰則付きで禁止する条例</p>	<p>【禁止行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> 性風俗店での稼働などに係る勧誘行為の禁止 性風俗店などに係る誘引行為の禁止 卑わいな広告物の掲示などの禁止
平成21年	<p>犯罪のない安全で安心なまちづくり等条例(平成21年4月施行)</p> <p>犯罪被害に遭う市民を一人でも少なくするための取組や環境づくりと犯罪被害に遭った市民に対する支援をより適切に推進していくための基本的なルール</p>	<p>犯罪機会論 犯罪の発生する機会に着目し、その機会を減少させることによって、犯罪の発生を抑えようとする考え方</p> <p>犯罪原因論 犯罪者の人格や境遇に着目し、その人格等を改善することによって犯罪の発生を抑えようとする考え方</p>
平成22年	<p>犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画(平成22年3月策定)</p> <p>条例を総合的かつ計画的に推進する</p>	
平成25年	<p>暴力団の排除の推進に関する条例</p> <p>暴力団の排除に関する条例</p>	<p>まちづくり戦略ビジョン</p> <p>【ビジョン編第4章第4節「安全・安心】 基本目標14: 安全な日常生活が送れるまちにします。</p>
平成27年	<p>第2次犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画 (平成27年3月策定)</p> <p>【計画期間】 5年間 【基本目標】 犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現 【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自らの安全を確保するため、市民一人の防犯に対する関心を高める みんなの暮らしを守るために、お互いに協力し支え合うまちをつくる 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める 	
令和元年	<p>第3次犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の策定作業</p>	